

令和 8 年度新潟県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業を実施します

介護人材の確保に向け、介護職員の処遇改善のための措置がより多くの介護サービス事業所等で活用されるよう、令和 6 年 6 月より処遇改善関係加算の一本化及び加算率の引上げが行われました。

これを受けて県は、処遇改善加算の更なる取得促進を図るため、専門家による個別相談やセミナーの開催を通じた支援を実施しており、このたび、令和 8 年度の当該事業を(株)川原経営総合センターが受託することとなりましたので、お知らせします。

記

1 事業開始日

令和 8 年 8 月 3 日（月）

2 受託者情報

株式会社川原経営総合センター

（東京都品川区北品川 4 丁目 7 番 3 5 号 御殿山トラストタワー）

3 主な業務

○介護事業所等からの相談対応等について

（加算取得状況に応じた支援例）

・未取得事業所

：制度の全体像の理解、取得可能性の見立て、必要書類の整理、申請までのロードマップ提示

・既取得・上位区分志向事業所

：配分ルール検討、規程整備、非正規職員への配分整理、運用管理方法の助言

（指導・助言内容例）

・現況確認：加算取得状況、制度理解、組織体制、課題の棚卸し

・要件整理：キャリアパス要件、職場環境等要件、配分方法、必要書類の確認

・取得支援：新規取得までの手順整理、上位区分取得に必要な改善点の整理

・運用支援：給与規程等の見直し、配分ルールに見える化、職員への説明方法の助言

・管理支援：計画書作成・実績管理に必要な管理方法の助言、記録・運用フローの整理

・好事例紹介・関係機関情報提供：事業所の状況に応じた参考例や関連支援情報を提供

○処遇改善加算取得促進に向けたセミナーの開催について

介護サービス種別ごと（施設系・訪問系・通所系）に実施します。

※ 詳細については、別途ご案内します。

4 相談受付期間等

○相談受付期間

令和9年2月26日（金）まで

○お問い合わせ・お申し込み

E-mail : consul@kawahara-group.co.jp

専用申込フォーム：[個別相談受付フォームはこちら](#)

※お電話等によるお問い合わせ及びお申し込みは受け付けておりません。

○実施方法

原則、オンラインで実施します。ただし、相談内容や相談者の希望に応じて、訪問による対応も可能です（要相談）。

○相談回数

1事業所あたり最大2回まで（各回1.5時間～2時間）

本件についてのお問い合わせ先

高齢福祉保健課介護人材確保係 片岡、松原

電話：025-280-5272（直通）